

## 競走馬オーナーのための税金教室

競走馬オーナーになるには

	中 央	地 方
個人	今後も継続的に得られる見込みのある所得金額が、過去2か年いずれも1,700万円以上あること。 資産の額が7,500万円以上あること。	年間の所得金額が原則500万円以上であること。
法人	資本金または資産の額が1,000万円以上であること。 資産の額が7,500万円以上あること。	資本金(払込済額)が300万円以上であること。
組合	組合員全員で今後も継続的に得られる見込みのある所得金額が、過去2か年いずれも900万円以上あること。 組合財産として1,000万円以上の貯蓄金があること。	組合名義で300万円以上の定期預金があること。 組合員各々の年間所得が300万円以上であること。

競走馬を直接保有するのは、条件的にもなかなか難しいという方には、愛馬会会員（一口馬主）からのスタートをお勧めします。こちらは専門の愛馬会法人が募集している競走馬に投資する形になります

### 個人馬主



文字通り、個人で競走馬を所有する形態の馬主です。事業所得にしないと赤字が損益通算できない、または譲渡した場合に他の所得と損益通算できないため事業所得となるのがポイントです。

馬を共同で保有する場合は中央競馬に登録された馬主同士の場合に限り、競走馬を共同で所有することができます。現在、共有は1頭につき10人まで認められており、共有馬主全てについて所有を確認するため、馬所有念書・印鑑登録証明書・馬匹売買契約書の写し等を添付した上で、預託調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに提出することとなっています。なお、共有に際しては代表者を1名決めることとなっており、出走時に出走表に記載される馬主名や服色は代表者のものが使用されます。また、賞金

の振込についても全て代表者に振込まれます。

## 法人馬主



株式会社・有限会社として競走馬を所有する形態の馬主です。近年増加してきています。所得税負担が増加し、法人税の実効税率が下がっているため規模によっては法人で馬主となるほうが税金上有利なケースもあります。この場合役員の個人的趣味によるものと税務署に判断されないような工夫が必要です。

## 組合馬主

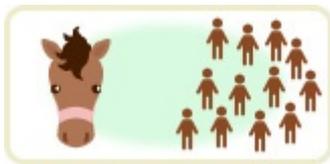


複数人が団体を結成し、競走馬を所有する形態の馬主です。仲間同士で組合を作り、組合を馬主登録することが可能です。

その場合の税務は、組合契約に定める分配割合に応じて各組合員にその利益もしくは損失が帰属することになります。

簡単に言えば5人で組合を作ったとして、組合契約上均等分配である場合には、その保有馬から発生した利益もしくは損失を各組合員に1/5ずつ分配し、それぞれの組合員は所得税の確定申告をすることになります。

## 愛馬会会員(一口馬主)



愛馬会会員は賞金の配当も受け取れますし、優勝した際には口取りもできます。ただし、馬主として登録されているのはクラブになります。よって残念ながら法的には馬主ではございません。クラブ=匿名組合に出資をしているという事実だけになります。

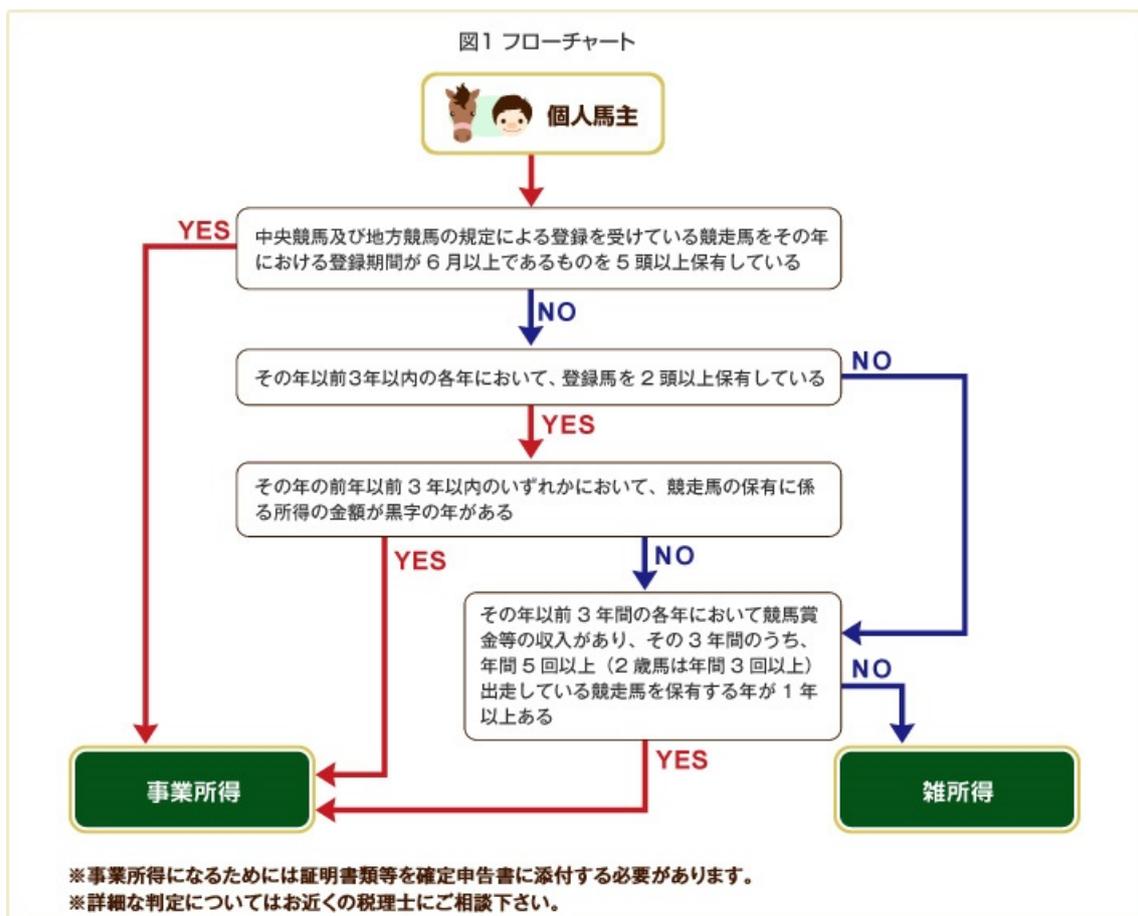
この場合の税務は、組合への出資の配当ということで雑所得による申告となります。あまり節税にはならないタイプです。

競走馬保有のための税金は原則雑所得となり、他の所得と損益通算(赤字と黒字を相殺できない)のですが以下の条件にあてはまると事業所得として他の所得と通算可能です。

① その年において、競馬法第 14 条(馬の登録)(同法第 22 条(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定による登録を受けている競走馬(以下「登録馬」という。)でその年における登録期間が 6 月以上であるものを 5 頭以上保有している場合、

①、②その年以前 3 年以内の各年において、登録馬(その年における登録期間が 6 月以上であるものに限る。)を 2 頭以上保有し、かつ、その年の前年以前 3 年以内の各年のうちに、競走馬の保有に係る所得の金額が黒字の金額である年が 1 年以上ある場合

① ただし、事業所得として認められるには、保有する競走馬の出走回数および競馬賞金収入額の証明書を確定申告書に添付する必要があります。





## 事業所得の計算の仕方は？

**事業所得の収入 事業所得の支出 = 課税所得** (厳密には個々から各種所得控除(社会保険料など)を差し引きします)

競馬賞金等は、馬主指定の銀行口座に振込まれます。振込みは通常、競走終了後の月曜日で、併せて振込通知書が送付されます。振込時には、厩舎関係者への進上金をあらかじめ差引いた金額を源泉徴収されます。なお、振込先は馬主本人名義のものに限られております。

### 事業所得の収入

各種賞金 出走奨励金 出走手当  
譲渡所得(事業的規模の場合)

### 事業所得の支出

競走馬末梢金 診療費補助金 事故見舞金など(死亡した馬の見舞金などは非課税となります) 競走馬に係る調教師等 装蹄師等に支払う預託料には厩舎関係者の人件費、馬糧費 登録などの手数料 治療費(一部補てんあり)、輸送費等などがあります。とはなりません。



## 馬の減価償却はどうなるの？

競争馬の減価償却は4年で通常2歳4か月から6歳3か月まで どんなに高い馬でも4年で全額償却できるため大きな節税効果があります。

その他預託料など競走馬保有にかかる費用はすべて経費とすることができます。



## 事業所得の場合は青色申告を受けたほうがいいのか？

メリット 65万円の青色控除が使える

取得価格30万円未満の資産の取得がすべて経費化できる(総額300万まで)  
繰越欠損が3年間使える。

特別償却や税額控除などお得な税金の制度がある  
税務調査時に調査官から勝手に推計で課税されない



税金 税率はどうなるの？

事業所得の場合、確定申告でそのオーナーの方の他の所得と通算されるため一概に何パーセントと回答することが困難です。



賞金にかかる源泉徴収は？

保有馬が賞金を獲得したら、賞金にはサラリーマンの給与と同じように一定の所得税の源泉徴収が行われます。もちろん確定申告時には当該源泉徴収額は所得税の前払い的性格なものとして取り扱われますので、所得によっては還付されることもあります。

源泉徴収税額 = { 1回の支払金額 - (賞金 × 20% + 60万円) } × 10%



賞金にも消費税がかかるの？

馬の賞金には消費税がかかります。そのため個人事業所得、法人などの場合 収入金が1000万を超えるとよくよく年度に消費税の事業者となります。

賞金額が課税標準(消費税の対象)となり調教師等に払う進上金、預託料などは仕入れに係る消費税額控除の対象になります。

参考資料

(参考 国税不服審判所裁判例No.33)

[競走馬の保有に関する税金 国税庁通達より](#)

添付書類一覧別紙 1: [競馬賞金等一覧\(PDF ファイル/67KB\)](#)

- [別紙 2 - 1: 競走馬の登録、出走回数及び競馬賞金収入等証明書\(中央競馬\)\(PDF ファイル/53KB\)](#)
- [別紙 2 - 2: 競走馬の登録及び出走回数等証明書\(地方競馬\)\(PDF ファイル/38KB\)](#)



- [別紙2 - 3:競馬賞金等の収入証明書\(地方競馬\)\(PDFファイル/19KB\)](#)
- (参考) [競走馬の保有に係る所得税申告等の流れ\(PDFファイル/21KB\)](#)

#### [J R A 中央競馬Q & A](#)

日本馬主協会連合会・日本地方競馬馬主振興協会発行の「競走馬、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の手引